

はじめに

1 「指針」の性格

この「東京都ねずみ防除指針」(以下「指針」という。)は、都内におけるねずみ問題を背景に、その被害低減化を目的として、ねずみ対策を担当する行政機関及び行政担当者に向けて作成したものです。

ねずみ昆虫等の防除事務は特別区及び市町村の所管であり、この「指針」は各自治体においてねずみ対策を企画、事業化する際のガイドラインとして、またねずみ対策に関わる相談・指導の標準的なマニュアルとして活用されるよう、広域行政を担当する東京都の立場から作成したものです。また、ねずみ問題に関心のある都民や、ねずみ防除に携わる事業者にとっても有用であるように構成してあります。

2 ねずみ問題の考え方

近年のねずみ問題の特徴は、ねずみの生息域がかつての繁華街中心から住宅地へと広範な広がりを見せていること、また、ねずみの種類が防除の難しいクマネズミへと変化していることです。住家性ねずみは、古くから人間の生活域で人に依存して生活してきたねずみです。近年の住宅地への拡散やクマネズミ優占のような現象は、都市構造や都市環境、都民の暮らし方の変化などとも密接に関係していると推察されています。また、ねずみ問題や被害の範囲も、感染症を媒介する動物としての危険性のほか、経済的な被害、電気・通信設備の被害、火災の原因、精神的な被害など多方面にわたっています。社会構造との関係では、高齢化の進展に伴い、高齢者家庭でのねずみ被害への対処に介護福祉関係者が悩む事例も少なくありません。

このようにねずみ問題を多面的に捉えてみると、この問題は一つの地域に限られた問題ではなく、東京という大都市の都市問題として捉えるべきと考えられます。このような認識に基づいてのねずみ対策は、各自治体の取組みの平準化、防除指導の基本的内容の共通化などが重要になります。そして、区市町村全体での総合力が発揮されて、はじめて東京のねずみ被害低減化が達成されると考えられます。

3 「指針」の構成

本指針は、以下のような構成になっています。

第一部 東京のねずみ問題

第二部 ねずみ防除行政の指針

第三部 ねずみ防除の技術的指針

資料集

第一部では、東京のねずみ問題を総括的に述べ、併せてねずみの生息実態やさまざまな分野での被害や危険性などを最新の知見に基づいて紹介し、ねずみ問題が都市問題として把握できるよう解説しています。

第二部では、ねずみ問題に対する行政の役割を、広域行政を担当する東京都の役割と、実際のねずみ対策を担当する区市町村に求められる視点とに分けて解説しています。区市町村に求められる視点については、ねずみ対策は地域の実情に応じて適切に実施する事務であることから、ガイドライン的な性格の指針になっています。施策化しやすいよう、いくつかの特別区の協力を得て、施策例、実践例などを併せて紹介しています。

第三部は、区市町村において実際に相談・指導等を行う場合の技術的な指針になります。広域的対策の基本になる、指導内容の共通化という視点から構成した標準マニュアル的な性格の指針です。

資料集は、窓口担当者用のQ & Aなど、業務上で活用できる資料及び本指針作成の基礎になったデータ等を収載しています。

この指針は、「ねずみ対策検討委員会」(委員長：小林睦生・国立感染症研究所昆虫医科学部長)での検討を経ながら、ねずみ問題の専門家及び東京都と特別区の行政担当者が実際の作業を行い、作成したものです。

東京におけるねずみ被害低減化のために、区市町村において積極的に活用していただくことをお願いいたします。

平成 17 年 2 月

東京都福祉保健局健康安全室環境水道課